

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年9月6日(2022.9.6)

【国際公開番号】WO2020/200241

【公表番号】特表2022-528566(P2022-528566A)

【公表日】令和4年6月14日(2022.6.14)

【年通号数】公開公報(特許)2022-106

【出願番号】特願2021-560499(P2021-560499)

【国際特許分類】

A 6 1 K 3 1 / 3 9 5 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 2 7 / 0 2 (2 0 0 6 . 0 1)

【F I】

A 6 1 K 3 1 / 3 9 5

A 6 1 P 2 7 / 0 2

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月29日(2022.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

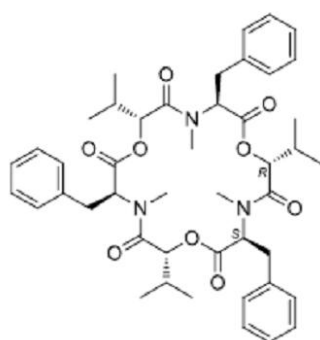
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

眼疾患を処置するための医薬組成物であって、1つまたはそれ以上の薬学的に許容できる担体および、以下の構造を有する治療有効量のビューベリシン：

【化1】



30

を含む医薬組成物。

【請求項2】

眼疾患が、血管新生の眼退行によって引き起こされる、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

眼疾患が、加齢黄斑変性症(AMD)、糖尿病性網膜症(DR)または黄斑浮腫(ME)である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

加齢黄斑変性症(AMD)が、滲出型加齢黄斑変性症(wet AMD)である、請求項3に記載の医薬組成物。

【請求項5】

糖尿病性網膜症(DR)が、非増殖糖尿病性網膜症(NPDR)である、請求項3に記載の医薬

40

50

組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0056

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0056】

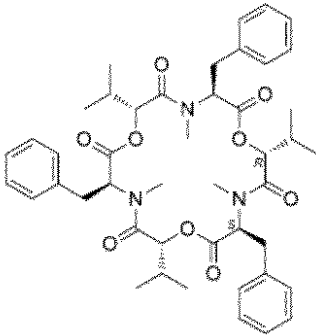
本明細書は多くの詳細を含むが、これらは、本発明の範囲または請求され得るものの制限として解釈されるべきではなく、むしろ本発明の特定の実施形態または例に固有の特徴の説明として解釈されるべきである。別個の実施態様または例の文脈で本明細書に記載されている特定の特徴はまた、単一の実施態様で組み合わせることができる。さらに、本願発明は次の態様を含む。

10

1. 眼疾患を処置するための医薬を調製するためのビューベリシンの使用。

2. ビューベリシンが、

【化3】



20

の構造を有する、請求項1に記載の使用。

3. 眼疾患が、血管新生の眼退行によって引き起こされる、項1に記載の使用。

4. 眼疾患が、加齢黄斑変性症(AMD)、糖尿病性網膜症(DR)または黄斑浮腫(ME)である、項1に記載の使用。

30

5. 加齢黄斑変性症(AMD)が、滲出型加齢黄斑変性症(wet AMD)である、項4に記載の使用。

6. 糖尿病性網膜症(DR)が、非増殖糖尿病性網膜症(NPDR)である、項4に記載の使用。

7. 眼疾患の処置に使用するための医薬組成物であって、1つまたはそれ以上の薬学的に許容できる担体および治療有効量のビューベリシンを、関連して含む医薬組成物。

8. 眼疾患が、血管新生の眼退行によって引き起こされる、項7に記載の医薬組成物。

9. 眼疾患が、加齢黄斑変性症(AMD)、糖尿病性網膜症(DR)または黄斑浮腫(ME)である、項7に記載の医薬組成物。

10. 加齢黄斑変性症(AMD)が、滲出型加齢黄斑変性症(wet AMD)である、項9に記載の医薬組成物。

40

11. 糖尿病性網膜症(DR)が、非増殖糖尿病性網膜症(NPDR)である、項9に記載の医薬組成物。

50